

土地区画整理法施行令の一部を改正する政令案参照条文

土地区画整理法（昭和二十九年五月二十日法律第百十九号）（抄）

（特別の宅地に関する措置）

第九十五条 次の各号に掲げる宅地に対しては、換地計画において、その位置、地積等に特別の考慮を払い、換地を定めることができる。

一・二 略

三 養護老人ホーム、救護施設その他の社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地

四〇七 略

二〇七 略

土地区画整理法施行令（昭和三十年三月三十一日政令第四十七号）（抄）

（公共の用に供する施設等）

第五十八条 略

2 略

3 法第九十五条第一項第三号に規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

一〇四 略

五 国、地方公共団体又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第四十五条の認可を受けて更生保護事業を営む者が同法の規定により行う更生保護事業の用に供する施設

更生保護事業法（平成七年五月八日法律第八十六号）（抄）

（継続保護事業の認可）

第四十五条 国及び地方公共団体以外の者で継続保護事業を営もうとするものは、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 継続保護事業の内容
- 四 被保護者に対する処遇の方法
- 五 更生保護施設の規模及び構造並びにその使用の権原
- 六 実務に当たる幹部職員の名及び経歴
- 七 更生保護法人以外の者にあつては、前各号に掲げる事項のほか、定款、寄附行為その他の基本約款、経理の方針、資産の状況並びに経営の責任者の氏名、経歴及び資産の状況

（一時保護事業及び連絡助成事業の届出）

第四十七条の二 国及び地方公共団体以外の者で一時保護事業又は連絡助成事業を営もうとするものは、あらかじめ、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を法務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときも、同様とする。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 事業の種類及び内容

四 更生保護法人以外の者にあつては、前各号に掲げる事項のほか、定款、寄附行為その他の基本約款、經理の方針、資産の状況並びに經營の責任者の氏名、経歴及び資産の状況